

平成 27 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 1 回定例会 2 月 13 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 27 年第 1 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会会議録

平成27年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

平成27年2月13日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
 - 第5 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
 - 第6 一般質問
 - 第7 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合胆江地区休日診療所条例及び奥州金ケ崎行政事務組合特別職の職員の報酬の支給に関する条例の一部改正について
 - 第8 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第9 議案第3号 盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
 - 第10 議案第4号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
 - 第11 議案第5号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
 - 第12 議案第6号 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
 - 第13 議案第7号 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算
- ~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合胆江地区休日診療所条例及び奥州金ケ崎行政事務組合特別職の職員の報酬の支給に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第3号 盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第10 議案第4号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第11 議案第5号 平成26年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正
予算(第2号)

第12 議案第6号 平成27年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計予算

第13 議案第7号 平成27年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員(12名)

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 議 長  | 渡 辺 | 忠 君   |
| 1 番  | 千 葉 | 敦 君   |
| 3 番  | 及 川 | 佐 君   |
| 4 番  | 菅 原 | 圭 子 君 |
| 5 番  | 有 住 | 修 君   |
| 6 番  | 高 橋 | 政 一 君 |
| 7 番  | 阿 部 | 加代子 君 |
| 8 番  | 中 澤 | 俊 明 君 |
| 9 番  | 梅 田 | 敏 雄 君 |
| 10 番 | 今 野 | 裕 文 君 |
| 11 番 | 内 田 | 和 良 君 |
| 12 番 | 千 田 | 力 君   |

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

欠席議員(1名)

2 番 廣 野 富 男 君

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

説明のための出席者

|               |           |           |
|---------------|-----------|-----------|
| 管 理 者         | 奥 州 市 長   | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者       | 金 ヶ 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 監 査 委 員       |           | 菊 地 政 平 君 |
| 事 務 局 長       |           | 高 橋 寛 寿 君 |
| 事 務 局 次 長     | 兼企画総務課長   | 千 葉 房 志 君 |
| 施 設 管 理 課 長   |           | 安 倍 建 君   |
| 会 計 管 理 者     | 兼出納室長     | 高 野 昌 宏 君 |
| 施 設 管 理 課 主 幹 |           | 佐 藤 金 治 君 |
| 施 設 管 理 課 主 幹 |           | 菊 地 伸 夫 君 |
| 消 防 長         |           | 及 川 政 喜 君 |
| 消 防 次 長       | 兼消防総務課長   | 阿 部 保 之 君 |
| 消 防 救 急 課 長   |           | 千 葉 直 君   |

|               |                       |             |
|---------------|-----------------------|-------------|
| 予 防 課 長       |                       | 菊 池 亮 君     |
| 江 刺 消 防 署 長   |                       | 高 橋 義 則 君   |
| 消 防 救 急 課 主 幹 | 兼 通 信 指 令 室 長         | 宮 本 茂 利 義 君 |
| 消 防 救 急 課 主 幹 | 兼 危 機 管 理 室 長         | 平 裕 司 君     |
| 企 画 総 務 課     | 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長     | 安 倍 副 君     |
| 企 画 総 務 課     | 課 長 補 佐               | 鈴 木 忠 孝 君   |
| 施 設 管 理 課     | 課 長 補 佐               | 菅 原 優 君     |
| 施 設 管 理 課     | 課 長 補 佐               | 千 田 勝 雄 君   |
| 施 設 管 理 課     | 課 長 補 佐 兼 水 質 保 全 係 長 | 高 橋 一 義 君   |
| 施 設 管 理 課     | 課 長 補 佐               | 古 山 英 範 君   |
| 消 防 総 務 課     | 課 長 補 佐 兼 人 事 係 長     | 小 野 寺 和 則 君 |
| 企 画 総 務 課     | 副 主 幹 兼 企 画 係 長       | 松 田 好 正 君   |
| 企 画 総 務 課     | 財 政 係 長               | 岩 淵 充 君     |
| 企 画 総 務 課     | 主 査                   | 馬 場 隆 君     |
| 企 画 総 務 課     | 主 査                   | 藤 原 丈 司 君   |
| 施 設 管 理 課     | 主 査                   | 菅 原 敏 幸 君   |



議 事

午前10時 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成27年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席通告者は2番廣野富男議員であります。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、7番阿部加代子議員、8番中澤俊明議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等7件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 本日ここに、平成27年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会の開会に当たり、平成27年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し上げます。

当組合の共同事務は、生活環境の保全並びに住民の安全・安心の確保など、住民生活に不可欠な事業であり、その果たすべき役割及び責任を踏まえ、鋭意努力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位並びに構成市町の住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



平成27年度の組合運営に当たりましては、事務事業を効率的、効果的に推進し、住民福祉の向上に寄与するよう引き続き努めてまいります。

また、ごみ処理施設の延命化、消防力の整備、浄水場及び水道施設の効率的な維持管理などの課題を順次整理し、これら施策の実施計画を年度内を目途に策定し、計画的な事業の運営に向けて取り組んでまいります。

平成27年度の予算につきましては、一般会計の予算総額が対前年度3億4,700万円、10.1%の増となっております。これは主に、消防救急デジタル無線などの情報通信施設整備事業費の増のほか、(仮称)江刺消防署江刺東分遣所庁舎の整備、粗大ごみ処理施設の延命化に係る設備更新、小児夜間診療所の開設によるものであります。

胆江広域水道用水供給事業会計につきましては、増加する供給水量に対応するため必要な経費を計上するとともに、事業の効率を高め、経営の安定化に努めるべく経費の節減を図っております。

以下、平成27年度の主な施策につきまして申し上げます。

初めに胆江地区衛生センターであります。ごみの焼却等につきましては、一般ごみの安定的な処理に加え、住民皆様のご理解をいただき、前年度から汚染された牧草、ほだ木などの農林業系廃棄物の処理を実施しているところであります。今後も安全性を確保しながら、着実に処理を進めてまいります。

放射性物質を含む一般廃棄物の処理に伴い発生する焼却灰につきましては、引き続き万全の態勢で対応していくとともに、モニタリング結果について、組合のホームページ、構成市町の広報などで情報提供を行い、住民皆様の不安の軽減に努めてまいります。

供用開始から20年が経過したごみ焼却施設につきましては、平成25年11月に策定された県南地区ごみ処理広域化基本構想によって、当面の間、現施設を維持していくこととなったことを踏まえ、本年度中をめどに計画を策定し、施設の延命化に取り組んでまいります。

し尿処理施設につきましては、昨年4月から運転業務を委託しているところであります。今後も、業者任せにすることなく、随時、組合職員による施設の点検及び運転状況の確認を行い、適切かつ安定した施設の稼働に努めてまいります。

粗大ごみ処理施設につきましては、昭和55年の供用開始以来、30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、胆江地区衛生センター等維持管理運営計画に基づき、施設の整備について検討を重ね粗大ごみ処理施設整備計画を策定しております。

計画に基づく施設の整備につきましては、基幹設備機器の更新などを今後3か年で進めるものとし、初年度となる本年度におきましては、中央制御操作盤、動力制御配線の更新などを実施してまいります。

最終処分場につきましては、埋め立て処分する焼却灰などに含まれる放射性物質の溶出防止策を今後も継続し、放射性物質のモニタリングにつきましても、現状どおり国の基準を上回る頻度の測定を実施し、住民の安全・安心を確保してまいります。

介護認定審査判定業務につきましては、予定されている本年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、構成市町と連携を図りながら、迅速・公正かつ適正に業務を遂行し、介護サービスを必要とする方々及びその家族の皆様の日常生活を支えていけるよう努めてまいります。

診療所の運営につきましては、奥州市からの小児夜間診療所の移管により本年4月から休日診療所とあわせて2診療所体制となります。

当組合による効率的な運営のもと、当地域における休日、夜間診療の一層の充実を図り、住民の方々が安心して生活できるよう、奥州市医師会などの協力を得て、初期救急医療の確保に万全を期してまいります。

次に、消防業務につきましては、消防力整備計画に基づき、江刺消防署管内の東部地域における消防機動力の強化を図るため、江刺消防署江刺東分遣所庁舎を建設するほか、水沢消防署金ヶ崎分署の水槽付消防ポンプ自動車を更新いたします。

また、職員体制につきましても増員を行い、消防力の強化を図ります。

予防業務につきましては、防火対象物及び危険物施設における立入検査の効率的な実施により、査察実施率の向上に努めるとともに、法令違反是正の強化に取り組んでまいります。

また、火災の早期発見、被害の軽減を図るため、引き続き住宅用火災警報器の普及推進による設置率の向上及び設置後の適切な維持管理の周知を行い、建物火災による死者の低減に努めてまいります。

通信指令業務につきましては、当地区と盛岡地区及び北上地区の3消防本部による共同消防指令センター及び消防救急デジタル無線を平成28年6月の運用開始に向け無線基地局の設置などの整備を進めてまいります。

救急業務につきましては、応急手当普及員の養成を推進し、応急手当が行えるバイスタウンダーを一人でも多く養成し、救命率の向上につなげたいと考えております。

災害対応につきましては、水難事故対応の強化を図るため、引き続き資器材の整備及び救助隊員の教育訓練を実施いたします。

また、近年、国内で大規模災害が発生しており、応援活動要請にも備える必要があることから、緊急消防援助隊の応援出動及び受援体制についても万全を期してまいります。

次に、胆江広域水道用水供給事業につきましては、第2期整備工事の完了により1日当たり最大1万4,600立方メートルの供給が可能となり、昨年4月から本格供給を開始したところであります。

また、本年1月のたんこう浄水場の自家発電設備工事の完了により、停電時においても水道用水の安定供給が図られることとなりました。

本年度は、奥州市衣川区への供給区域拡大を見込んでおり、今後とも効率的で安定した経営に努めていくとともに、浄水場を初めとする各施設の適切な運転管理及び計画的な保守点検により、安全で安心な水道用水の供給を行ってまいります。

以上、平成27年度の組合の基本方針と施策の主なものを申し述べましたが、現在の地方公

共同体を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあります。創意と工夫をもってこれを乗り越えるため、職員と一丸となり、住民の期待と信頼に応えるべく、限りある人的資源及び財源の中で、最少の経費で最大の効果が得られるよう、渾身の力を注ぎ取り組んでまいります。

重ねて、議員各位並びに構成市町の市民、町民の皆様方の力強いご支援、ご協力をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第5、平成27年度奥州金ヶ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

順次質問を許します。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 2点についてお伺いいたします。

まず、2ページにございますごみ焼却施設の延命化についてと、3ページにございます消防力整備計画についてお伺いいたします。ごみ焼却施設の延命化でございますけれども、本年度中に計画を策定するというふうでございますが、委員会等を立ち上げて、さまざまな方々、またさまざまな角度からご意見をいただきながら策定をすべきと考えますけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

3ページ目の消防力整備計画でございますけれども、江刺区に分遣所の建設で各区の整備計画が一巡するわけでございますが、消防本部の施設について検討する場を立ち上げていくべきではないかと。消防本部自体の施設の老朽化等もございしますので、検討する場を立ち上げて、この整備計画に盛り込むべきではないかと考えますが、その点お伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 阿部議員のご質問のうち、焼却施設の延命化計画の取り組みについて、私のほうからご説明申し上げます。

この延命化につきましては、基本的には使用を始めて20年経過をしたということから、相当傷んでいる部分があるということでございまして、基本的に修繕をする部分というのは決まっております。

今回、修繕に合わせて国の交付金を活用したいと考えているわけですが、この活用の方策として、二酸化炭素の削減率というものが3%をちょっと超えるぐらいだと3分の1の交付金、20%を超えるという大幅な二酸化炭素の削減効果が見込まれる場合は2分の1の助成という制度がございまして、施設の改修に合わせて、基本は20%にするのか30%にするのか、具体的に申し上げますと、自家発電を持つのか持たないのかということの方が大きな分かれ道になると考えてございまして、そういう意味では工事そのものをどうするかということとは基本的には大きな違いがないと。そういうことから、特別検討委員会というようなものは現在考えてございません。

これからの進め方としましては、3%削減の取り組みにするのか、20%削減にするのかに

よりまして、事業費が大きく変わることが見込まれてございます。特に委員会という形の協議の場は考えてございませぬけれども、構成市町と、あるいは地元の環境対策協議会の方々とは逐次意見交換をしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 阿部議員の質問にお答えしたいと思います。

整備計画についてでございますが、現在の本部庁舎は平成20年に耐震工事を実施しております。現計画では、28年から32年まで5年間の整備計画を今立てているところでございます。本部庁舎の建設等につきましては、それ以降、32年以降の整備計画について、市、町と協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願います。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず、ごみの焼却施設の件でございますけれども、CO₂を削減するという点におきましては、省エネのプロの方々を目でありますとか、専門の方々のご意見等もぜひ参考にされるべきではないかと思っておりますので、委員会等を立ち上げながら話し合いを進めていく、外部の目をしっかり取り入れながら取り組まれていくべきではないかというふうに考えますので、もう一度伺いいたします。

それから、消防本部の庁舎の件でございますけれども、計画に入れる前にはそれぞれ今の町なかの場所がいいのかとか、そういうことも検討しなければならないと思っておりますので、早目に検討する場を設けるべきではないかということで、ぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えいたします。

CO₂削減の計画書を策定するに当たりましては、先ほど申し上げましたように、こちら側での協議をいたしますが、加えて計画書を策定する際には、専門知識のあるコンサルタントの活用を考えてございます。そういう時点で専門的な目というのは入ってくると考えてございますので、そのできた原案を、先ほど申し上げましたとおり構成市町あるいは地元の方々にご相談を申し上げる中で、計画書を完成させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 早目の検討をという提案でございましたので、場所選定も含め、市町と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺忠君） 9番梅田敏雄議員。

○9番（梅田敏雄君） まず、2ページが一番下に介護認定審査判定業務についての記述がございまして、本年4月から介護保険制度が改正されますけれども、その改正のどのような

部分が今回審査判定業務に関係するか、あるいは影響するか、その点をお尋ねいたしますし、それから現在、チーム数はちょっと失念しておりますけれども、判定チームを構成をして、その中で判定をしておりますけれども、その運営体制について見直しを加えられるのでしょうか。その辺についてお尋ねをいたします。

続いて3ページの、これもまた一番下ですけれども、災害対応について大規模災害が発生することにより応援活動要請にも備える必要があると。また、援助隊の応援出動及び受援体制についても万全を期すという記述がございます。災害規模にもよりますけれども、現在何人の隊員の応援出動が可能なのか、現職員配置の中で、通常の業務をこなしながら、さらに応援活動にも応えていくという形になるとすれば、どのような人数が出動態勢として可能なのか、その辺の見通しについてお尋ねをいたしますし、今度は受ける側で受援体制についてですけれども、管内の職員だけでは対応できないという大規模な災害の場合に、どのような形で応援要請を、支援要請をするのか、その辺の流れについてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 千葉事務局次長。

○事務局次長（千葉房志君） それでは、介護認定審査の関係につきましてお答えいたします。

平成27年の介護保険制度の改正に係る介護認定システムの改修を予定してございます。主には、当組合の介護認定のシステムにつきましては、奥州市と金ケ崎町で同じシステムで運営してございます。それで、今回組合に関係する部分につきましては、期間の延長がなされるというふうなことでございます。いずれ市と町と一体で組み立てられたシステムですので、関連して改修費等がかかるというふうになってございます。

あとは、認定審査会の構成につきましては、特に変わりはありません。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 緊急援助隊についてのご質問にお答えいたします。

現在緊急消防援助隊には、当消防本部から8隊32名の登録をしてございます。その中で応援出動に出せるのは4隊16名程度かなというふうに考えているところでございます。登録は、ポンプ車隊と救助隊、救急隊、後方支援隊等でございます。

受援につきましては、管理者が岩手県知事に要請し、消防庁長官に受援の要請を行い、受援していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 9番梅田敏雄議員。

○9番（梅田敏雄君） 災害対応については理解をいたしました。

2ページの介護認定審査についてですけれども、判定業務については特に変わりはないということですので、システムの改修に今回は取り組むということですが、今回の改正で特養の入所基準が要介護度3以上になるというふうに聞いておりますけれども、3の判定

のところ非常に微妙になってくるのかなというふうに思います。したがって、介護度2と介護度3では特養の入所ができるかできないかという部分が非常に微妙になってくると思いますが、その辺のかかわり合いはどのような形、今までと同じような形で判定をしていくか、それともその辺はより精密にといいますか、より精査していくというような形になるのでしょうか。その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 千葉事務局次長。

○事務局次長（千葉房志君） お答えいたします。

基本的には、委員会のあり方につきましては変わらないということでございますし、あとは医師からの意見書につきましても参考として検討しますので、変わらないというふうな取り扱いになります。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 休日診療所にかかわってお尋ねしたいと思います。

次に条例の提案もあるのですが、去年の12月31日に胆沢病院に130の方が救急対応で集中したということがあったようです。それで、条例を見れば1月2日、3日については営業日になっているわけですが、仕事納めから年度末についてすき間があいてしまっているのではないかというふうに思うのです。

それで、病院側では受け付けないという話はしていないと思うのですが、江刺区には当番医があったようですが、ほかはないということで、大方胆沢病院に集中して、パニックとは言っていませんでしたが、かなり大変な状況になったと、こういう状況があったというふうにお伺いしておりますが、その事実を確認されているかどうかとあわせて何らかの対応が必要だというふうに思いますが、胆沢病院は基本的には2次救急の病院ですので、基本的には多くの場合は本来の業務に該当しないと思いますので、休日診療所なりでの対応か、あるいは市立病院でのベッドの対応をしないと年末の対応ができないと、こういうことになろうと思いますので、それらについてぜひ検討いただきたいというふうに思います。できれば休日診療所として条例を改正して、きちんと対応できるようにすべきではないかと、このように思いますが、管理者の見解を伺いたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） まず、事実関係の認知というふうな部分については消防のほうからお話をさせていただきたいと思います。いずれ人が年末年始は市内、町内に多く出入りをされるという時期でもありますし、通常よりもそういう意味ではさまざまな対応をしていかなければならないというふうなことについては、しっかりと考えていかなければならないというふうに思うところであります。人的な体制がどういうふうになるのかということも含めて、今後どのようにあればいいのかということについて検討いたしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 日にちは確定しておりませんが、先日胆沢病院の先生とち

よっと会話をする機会がございました。いずれ年末、ちょうどインフルエンザの患者が多数発生した時期でございまして、大変忙しい思いをしたというふうにお聞きしてございます。100名単位で来院されて、忙しかったというふうなお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 病院間の連携とかいろいろ議論されていると思いますが、なかなか具体的に進んでいないなというイメージで考えておりますけれども、いずれ向こうとすれば市立病院が受け入れないという不満にもなっているようですので、基本的には休日診療所もあけるし、市立病院も対応するというような形でやっていかないと、結局2次救急の病院がその日に帰れるような救急の対応をしなければならぬと、こういう状況は本来の機能としてはうまくないというふうに思います。病院事務長さんは12月31日に130人とお話をしておりますので、連日そういう数が行ったということなのだと思います。たまたま今年はインフルエンザがずっとはやっていたということもあるのですが、いずれ次に条例が出てきますけれども、仕事納めから年末についても医師会の協力がなければできないと思いますが、何らかの対応をきちんとすべきではないかというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいと思っております。

○議長（渡辺忠君） 4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） 2点お伺いいたします。

3ページの上段のところなのですが、消防業務に関しましてお伺いいたします。消防力整備計画に基づいて、さまざまなことを行っていくというふうに出ておまして、職員体制につきましても増員を行い、消防力の強化を図りますというふうにおっしゃっているのですが、この体制について具体的にどのようになっていくのかということをお伺いいたします。

2点目は、4ページの胆江広域水道用水の供給事業につきまして、衣川地区に供給をされるということでございますが、衣川地区のこれまでの水道の供給状態ですとか、今後どのような形で供給され、大体どのぐらいの戸数に供給をされていくのか、その保守、管理体制などについてお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 消防職員体制につきましては増員を行いという部分のご質問と判断しました。現在166名の消防吏員が勤務してございます。10月議会で定数を改正いたしまして、170名にしたところでございます。いずれ28年度から、仮称でございますが、江刺東分遣所を運用開始する予定でございます。それにつきまして増員を行い、江刺東部地区の消防力の体制を充実させたいと考えている部分でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 菅原議員のご質問にお答えをいたします。

基本的には、用水供給につきましては、市に水を供給した後の細かなところまでは実は把

握はしてございません。こちらのほうでお聞きをしておりますのは、基本的には私どもから市の若柳受水池というところに増量して水を供給する予定で、そこから衣川地区のほうに引いていくと。1日800トン程度を衣川のほうに供給する予定であるというふうに伺ってはおりますが、どの地区の何戸というところまでは伺ってございませんでした。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） ただいまのお答えの中での消防隊員の体制についてちょっとお伺いしたいのですが、増員ということで実質4名ですか、増員した形になるわけですけれども、平成27年度からは広域3地域、盛岡、北上、奥州、この地域の体制の、消防救急デジタル無線の関係で5人の方が盛岡本部のほうにいらっしゃると伺っております。実質的には増員という形ではないように私としては受け取れるのですけれども、その辺のところの隊員の体制、実質的に減になるのではないかと思うのですが、その辺のことをお伺いしたいと思います。

それから、供給の部分が行政組合のほうでは行われていて、具体的に何戸に入るかということは市の水道事業というところに変わるというふうには伺っておりますけれども、ここまですべてで終わりというのではなくて、やはり全体的なことを把握しておく必要があるのではないかというふうに私は考えますが、その辺のところについてどのようにお考えかお伺いたします。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 指令共同化における5名の職員の派遣というふうにお伺いしましたが、これについては現在消防本部の指令要員9名ございます。9名のうち5名を出向させて、当然そうしますと4名の余剰人員ができるという体制ではございますが、しかし消防本部指令員は隔日、1日置きに勤務をしますので、割る2というふうに考えれば1日置きに2名の職員が通信勤務に入るような状況でございますが、指令共同化におきましてもこちらには若干の連絡員が必要となることから、各当番に1名ずつ配置して2名の隊員で足りるのかなというふうに考えるところでございます。よって、余剰人員は2名発生するものと考えております。その辺もあわせまして、東分遣所の運用に充てたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 少しご説明をさせていただきますが、衣川については先ほど答弁いたさせたとおり、大体1日、日量にして800立方メートル程度を配るということでありましたが、これまでは衣川は上水道がございませんでした。全て簡易水道ということで水源を求めていたということでございます。議員記憶に多分おありだと思いますが、平成20年の岩手・宮城内陸地震のときには、その水源地の多くが被害に遭って、急遽若柳受水池からバイパスのような形で水を供給したということがございます。また、簡易水道であるということで、安定的かつ継続的に水を送るということになれば、かなり大きな維持費、改修費用がかかるという

ことも勘案しながら、随時奥州市といたしましては簡易水道を廃止し、上水道のほうに切りかえていくというふうな形で対応しているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、奥州、金ケ崎の全ての地域において、上水道だけで対応できるような状況には今整っていないということもございまして、まずは胆沢ダムから供給する分の組合が担当する分、そして奥州市とすれば上水道の分と簡易水道の分ということで、その下に2つ、エリアごとに、もちろん金ケ崎は金ケ崎でそれを対応していただいているということもでございます。最近では、花巻、北上がダムの水をとった部分で、エンドユーザー、要するに蛇口からひねる水のその場所までを一体として経営統合したというふうなことをお話として聞いておりますので、今すぐにどうだということではなく、近隣の状況なども十分に勘案しながら、かかる費用と得られる効果、これがどのような状況になるのか、そして何よりも水の安全性、安定性、継続性というふうなものを全て勘案した上で、その選択が奥州、金ケ崎住民にとって負担は少なく、上質な安定的な水道水を供給できるというようなことであれば、そのような形も進んでいかなければならないというふうに思うところでありますが、今においては近隣の先行する状況をまずは注視しながら、今後のあるべき姿を模索してみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 3ページの救急業務の件ですが、下のほうになりますけれども、応急手当普及員の養成を推進すると、これに関してやはり救命率向上につなげるための目標とかそういったのはあるのでしょうか。

それから、横文字というか、片仮名でバイスタンダーと書いていますが、これは応急手当普及員のこと、同じ意味の言葉なのでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

救命率向上計画を立てておりまして、バイスタンダー、その場にいた人の救命行為を促す活動をしているところでございます。大体例年ですが、25年度は計画数でございますが、普通救命講習を1,200人程度、一般講習を1,000人というふうな数値目標を立てて指導させていただいております。26年度も同じく1,200人の1,000人というふうな数値でございますが、25年度にあっては2,612人、137回の講習を実施し、2,612人の普通救命講習を修了してございますし、一般講習におきましては2,378人の受講をして107回実施してございます。また、26年度でございますが、まだ年度途中でございますが、普通救命講習2,086人の受講で110回実施しております。また、一般講習におきましては2,967人の受講で106回受講しております、いずれも計画以上の実施率を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 千葉消防救急課長。

○消防救急課長（千葉直君） バイスタンダーについてご説明申し上げます。

バイスタンダーと申しますのは、救急の現場におきまして、倒れたとき、近くにいる人のことを指します。救急車が到着するまで時間が空きますと、それだけ救命率が下がります。その際に、すぐ近くにいた人が何もしないでそのまま見ていると救命率がどんどん下がっていきます。近くにいた人、それをバイスタンダーと申しますが、その人が救命処置を行えることを目標としております。このバイスタンダーというのは、主に救急講習等において使う用語でございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 以上で管理者演述に対する質問を終結いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認め、以上をもって管理者演述に対する質問を終結いたします。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第6、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、1番千葉敦議員。

〔1番千葉敦君登壇〕

○1番（千葉敦君） 1番千葉敦です。私は、さきに通告しております1件について管理者の見解を伺います。

その1件の中のまず1点目として、当組合の消防職員を除く事務局職員の定数について伺います。10月の定例会において当組合の職員定数条例が改正されました。事務局職員については48名から26名となりました。管理者は、先ほどの施政方針演述の中で当組合の共同事務は生活環境の保全並びに住民の安全、安心の確保など、住民生活に不可欠な事業である。さらに、最少の経費で最大の効果が得られるよう取り組むと述べておられます。日々の業務が滞りなく行われるのは当然のことです。しかし、困難な事態がいつ何どき起こるとも限りません。想定外という言葉であってはなりません。私は、危機管理の面から最少の人員であることに不安を感じます。当組合に対する住民の期待と信頼を損なわないためにも、余裕のある定員、人員が必要であり、定数増にすべきと思いますが、管理者の見解を伺います。

次に、2点目として、消防業務における職員の配置について伺います。平成28年6月に（仮称）江刺消防署江刺東分遣所の運用が開始される予定です。江刺消防署より毎日3名が出向

くと伺っております。10月の定例会の質問の中で、火事と救急が重なった場合、分遣所から1隊が出動し、その重なった場合に直近の署所からさらに出動すると答弁がありました。重なった場合には、どちらも緊急性があるわけです。江刺消防署からの応援出動が多いとは思いますが、到着まで時間がかかるのは明白です。せっかく消防車と救急車が配備されているわけですから、緊急時に有効に活用するためにも配置人員をふやすべきと考えますが、管理者の見解を伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 1番千葉敦議員のご質問にお答えをいたします。

事務局職員の職員定数につきましては、議員おっしゃられましたとおり昨年10月の議会定例会におきまして定員を48人から26人とする内容の職員定数条例の一部改正についてご議決をいただいたところでございます。

この職員定数の基本的な考え方につきましては、県南地区ごみ処理広域化基本構想により、当面の間、当組合のごみ焼却施設を維持していくこととなるため、現状のとおり運転業務は民間委託、施設管理は直営体制を維持することとしております。

粗大ごみ処理施設について、委託方式と職員による直営方式との経費比較の結果、直営方式のほうが経費節減が図られるとの試算から、引き続き直営により施設管理することといたしましたなどなど、状況の変化を踏まえ、安定した施設運営を継続するために必要な人員の確保を図るため、定員管理適正化計画の見直しを行い、平成27年度の事務局職員については、前計画25人から見直し後は26人と1名増員したところであり、この見直し後の計画に沿った定数を定めたものでございます。

なお、奥州市からの組合移管により本年4月に開設する小児夜間診療所の管理運営に係る事務量の増加には、現状の奥州市における業務執行体制を引き継ぐ形で嘱託員1名を増員して対応することとしているところであります。これまでと同様に、安全、安心を第一に、施設の適正な管理運営を行うとともに、事務事業を効率的、効果的に推進し、胆江広域、奥州金ケ崎地域の住民福祉の向上に寄与するよう、しっかりと努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、消防業務における職員の配置についてお答えをいたします。消防職員の職員定数については、事務局職員と同様に職員定数条例の一部改正について議決をいただき、169人から170人と1名増員したところであります。この増員により、(仮称)江刺消防署江刺東分遣所要員も含めて適正配置し、奥州金ケ崎全域の消防力の強化を図るものであります。

また、(仮称)江刺消防署江刺東分遣所の運用については、平成28年6月1日の運用開始を予定し、これにより江刺東部地区の消防力が充実することとなり、安心、安全度の向上が見込まれるものと考えております。

なお、具体については消防長に答弁をいたさせます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 1番千葉議員の質問にお答えいたします。

消防業務の職員の配置についてでございますが、江刺東分遣所の要員につきましては、共同指令の運用開始により生ずる余剰人員及び職員定数条例で認められた増員を充てるものでございます。このことによる他の所属の配置人員に変更はなく、消防力低下を招くことはないと考えてございます。

また、東分遣所の運用については、江刺消防署から江刺分遣所に毎日3名を出向させ、火災又は救急の一方のみ出動を予定しているものでございます。同分遣所の出動エリアについては、江刺東部地区を中心に出勤することとなり、火災や救急現場の到着時間の短縮が見込まれるほか、分遣所開設により江刺消防署を含めた消防ポンプ車又は救急車の出動可能隊数が増加し、江刺消防署管内の消防力が充実するものでございます。

また、配置車両につきましては、消防力整備指針に基づきまして、消防ポンプ車と救急車を配置したものでございます。人員につきましては、多いにこしたことはないわけですが、いずれ現状の人員で安心、安全にゆえたいというふうを考えているものでございます。何とぞご理解をお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） それでは、再質問させていただきます。

最初の事務局職員の件でございますが、例えばし尿処理、あるいはごみの処理のほうに当然組合の職員がかかわっているという事例をお話いただきましたけれども、当地域は岩手・宮城内陸地震とか東日本大震災、地震だけでも大きな地震をたびたび経験しておりますし、大雨また大雪等の災害、その他の自然災害がいつ起こるともわかりません。すぐことし起こるとか、来年起こるとか、決まったものでもありませんし、本当に突然起こる災害が当然多いわけですから。そういった備えのためにも、一般事務局職員についてもどんな状況が起きた場合でも人が足りないから大変だという事態を招かないためにも、やはり余裕のある人員、今業務できるぎりぎりの体制の定数ではなく、余裕のある定数の職員体制が必要ではないかなと思いますので、改めて伺います。

それから、消防の件につきましては、登壇して述べましたが、重なって出動要請があった場合、1隊は確かにすぐ東部地域に出動しますので、例えば遠いところでも10分から15分ぐらいで今までよりも短い時間で着くし、対応できるのはそのとおり非常に分遣所の意味としてありますけれども、さらに東部地域は面積も広いし、ばらけている地域でもありますので、重なってあった場合に、例えば江刺消防署から出向くとなれば、それは分遣所設置前と同じくらい時間がかかるわけですから、せっかく分遣所に消防車なり救急車があるのにすぐ使えないというのは、ある意味では宝の持ち腐れ、その緊急性に対して、住民とすればせっかくあるのにすぐ来ないのではないかということになるのではないかと思います、その辺につ

いて、そういった意味で私は配置人員をふやすべきではないかと登壇して質問したわけですので、改めて伺います。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 大きな災害等があったときに本当に大丈夫なのかというところ、災害に備えるために常に余剰の人員を抱え、不測の事態に対応すべきだという議員のご見解だというふうに思いました。

地方自治法の定めにもあるところでございますが、私ども行政業務をする者といたしましては、最少の経費で最大の効果を果たすべき努力をすることというのが地方自治法に定められているものでございます。だからといって、足りないものを足りないままにしていこうということは許されないことだということは私も理解しているところであります。例えば盛岡、北上、奥州と、3つの消防本部が1つになって共同指令業務を行うというふうな形において、効率化を図り、その人員を東分遣所への対応に携わっていただく人員として配置する。あるいはこれまでできなかった部分についての向上を少しでもよりいい方向に持っていくというために、ありとあらゆる知恵を使いながら民間にお任せできる委託業務であれば、それはお願いしながらコスト削減を図りつつも、その品質をおとしめることなく対応していくなど、常に状況の変化に応じた対応をしていくことが私どもに与えられた責務でもあります。言うまでもなく、本旨は、本分は、住民の安心、安全を守ると。しかし、そこには効率、効果、そして費用というふうなものもしっかり勘案しろということとしてあるわけでありますから、私どもとすれば安心、安全、そして的確な業務が遂行できるというふうな分を十分に勘案して対応させていただいている定数であるというふうに自負を持っているところでございます。

また、先ほども申し上げましたとおり刻々と変化する状況においては、その変化に対する対応も当然していくということはやっていかなければならない大切なことであるとも考えているところでございます。何とぞご理解をいただければと思います。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 重複災害が発生した場合というお尋ねでございますが、現在災害が発生した場合、非常招集の体制をとって、次の体制に備えるという運用をしてございます。非番員の職員を最寄りの署所に集合させ、次の災害に備えるという体制をとってございますので、消防力の指針に基づいて要員を確保した状況でございますし、次の体制にも速やかに対応できる体制をとるということでご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 今の事務局職員につきましては、管理者として当組合を運営していく上でのことをしゃべられたと思いますけれども、やはり住民にいつ何どきどんなことがあっても安全と安心を与えるという意味、それから職員がぎりぎりまで現在最少の人員で最大の効率を得るためにやっておられる、それは努力はわかりますけれども、例えば事業や技術の

継承といった面でも、余り少なくし過ぎた場合に次の時代、世代といえますか、それに仕事を継承していく面でも支障があってはならないのではないかという心配もありまして、このような質問をしているわけでございます。

それから、仮称の東分遣所につきまして、消防長さんのほうから答弁はいただきました。災害があったときには非番員の招集も考えている、それは常にやっておられることでということですが、であるとすれば江刺東分遣所が出動した場合に、すぐそこに補充できる体制がとれるのか、とって次の重複するかもしれない出動に備えるという、毎日あることではないので、そういったことも必要ではないかと思いますが、改めて伺います。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 千葉敦議員のおっしゃる部分、例えば1つの具体の例をお示しになりご質問いただいたわけですが、事業の継承あるいは技術の継承等というふうな部分については、私どもも十分にそのことについての重要性は勘案し、しっかりと体制が守られる、状況がしっかりと安全に運営できるという体制については、職員の数ということではなく、さまざまな部分を考慮しながら考えていかなければならないというふうに思っているところでありますし、そのことが十分にできる要員として昨年10月に定数条例を提出させていただいているということでご理解をいただければと思います。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 重複災害が発生した場合の対応についてでございますが、職員にあっては現在携帯電話等普及いたしまして、瞬時に災害状況を確認できる状況でございます。その状況に応じまして、最寄りの署所に非常参集することとなっております。いずれにおきましても、そういう速やかな対応ができるようにしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、7番阿部加代子議員。

〔7番阿部加代子君登壇〕

○7番（阿部加代子君） 7番阿部加代子です。通告に従い、2件について質問いたします。

1件目、応急手当講習会について伺いをいたします。尊い命を救うためには、救命の連鎖、心肺停止の予防、早い119番通報、早い心肺蘇生と除細動、救急隊、病院での処置が重要です。救命率の向上を図るためには、119番通報から救急車の到着まで平均7分から9分間の対応の仕方で大きく変わってきます。心原性の心肺機能停止の時点が一般市民により目撃されたもののうち、心肺蘇生が行われた場合は、行われなかった場合と比較し、1カ月後の生存率と1カ月後の社会復帰率の差は約2倍とのデータもあります。救命現場に居合わせたバイスタンダー（発見者、同伴者）による応急手当の有無が救命率を左右いたします。普通救命講習会等で応急手当の普及啓発活動を推進し、市民のバイスタンダーとしての意識を高めていただくことが安心、安全なまちづくりにつながります。

当消防本部でも普通救命講習、応急手当普及員養成講習、学校応急手当普及員養成講習が開催されております。開催状況についてお伺いいたします。先ほどの施政方針演述に対する質問で答弁をいただいて重なる部分もございますけれども、ご答弁をお願いいたします。

2件目、安心、安全な施設への標章（ステッカー）の交付についてお伺いをいたします。市民が町なかで不慮の事故や急病により呼吸、脈拍が停止する重篤な状態になった場合には、AED（自動体外除細動器）などを用いて、一刻も早く救命処置を行うことが必要です。AEDが設置されており、AEDの取り扱いを習得した従業員等が在籍する事業所などを安心、安全な施設として標章を交付する基準や要綱を設け、救命ステーションや救急セーフティーステーションとしての指定を行い、施設への標章（ステッカー）交付を市民に周知することとしてはいかがでしょうか。特に救命救急体制の充実が図られていると安心につながる、多数の人が出入りする施設である公共施設や温泉、ホテル、旅館、工場、販売店などに標章（ステッカー）を交付し、救命体制の充実を図る取り組みとしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

他市のものですが、こういうステッカーが張られて、市民が何かあったときに頼れる場所となっているようでございます。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 7番阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。

応急手当講習会につきましては、けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人、この方をバイスタンダーと申しますが、バイスタンダーが応急手当を速やかに行えば、救命効果の向上や治療の経過にもよい影響を与えることは、先ほど議員もご指摘されたとおり明らかであります。当組合におきましては、応急手当講習会によりバイスタンダーの養成拡充を図り、救命率の向上を目指したいと考えているところでございます。

次に、安心、安全な施設への標章の交付につきましては、市民、町民のみならず、他の地区から来訪される方もあわせ、安心、安全に過ごせるよう、阿部加代子議員ご指摘の体制整備を急務と考えております。

具体につきましては、バイスタンダーの件もステッカーの件もですが、消防長から答弁をいたさせます。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 7番阿部議員の質問にお答えします。

先ほども答弁いたしました。平成26年中の応急手当講習会の開催数及び受講者数につきましては、普通救命講習が110回、2,086名でございます。応急手当普及員養成講習が2回、33名、学校応急手当普及員養成講習が1回、15名の方が受講し、修了証を交付しております。

また、昨年2月に東水沢中学校においてジュニアコースを開催し、145名に参加証を交付し

ており、市民、町民の安心、安全度を高めるバイスタンダーの養成を図っております。

次に、管内のAED設置事業所につきましては、平成26年9月現在、260事業所と年々増加しております。また、救命講習も平成26年中の修了者が2,086人と、多くの方に受講していただいております。消防本部では、これらのデータをリンクさせ、現在の救命率向上計画を標章の交付も含め変更を加え、事業所単位でこの安心、安全体制の拡充の機運を高めていきたいと考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 再質問させていただきます。

まず、1件目の応急手当講習会についてでございますけれども、ただいまご答弁いただきましたように、応急手当普及員の養成講習会が2回行われまして、33人受講していただいたと。そして、学校のほうの普及員では1回で15人の方が講習を終えられたということでございますけれども、これらの方々は講習会を終えられて養成を受けられたわけですので、ご自身が今度は教えられる立場となるわけでございますので、さらにこの方たちがどのような講習会、また事業所等で応急手当の講習会を開かれたのか、そこも調査をする必要があるのではないかと思います。

消防本部のほうで開いていただいた分では2,086人ということでございますけれども、養成講習を受けられた方々のご自身が指導員となれるということでございますので、さらにこの方たちのご活躍が目されるところでございますので、消防本部としてもこれらの普及員の講習を受けられた皆様と連携を図りながら、さらに市民の指導に当たっていただける状況をしっかり確認をすべきだと思いますけれども、その点についてお伺いをいたします。

それから、ジュニアコースということで当消防本部では新たにジュニアコースを設けていただきました。これは各市町の教育委員会との連携も必要になってまいりますけれども、これらのジュニアコースの講習会も児童生徒の皆様にもぜひ受けていただきたいと思っておりますけれども、前年度、今年度ですか1回であったということでございます。確かに学校現場も大変お忙しいとは思いますが、しっかり受けていただくということが必要になってくるかと思っております。といいますのも、当管内は119番通報から救急車が到着するまでの時間が大変長い地域がございます。20分以上かかるような地域もあります。また、冬期間になりますと救急車の到着がおくれるというようなこともありますので、バイスタンダーになっていただく方がこの講習を受けているのと受けていないのでは大きな差が出てまいりますので、多くの皆様に受けていただきたい、そういう思いでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、2件目の標章（ステッカー）の交付についてでございますけれども、先進地の様子を見させていただきますと、要綱を設けられて基準を設けていらっしゃる場所もありますし、ただの基準ですよというようなことで設けられているところもございますけれども、当消防本部としてはどのような基準、要綱をつくられるのか、基準にされるのか、お伺いし

たいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 阿部議員の質問にお答えいたします。

普及員の实態にありましては、今後調査をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、ジュニアコースにつきましては、27年の1月には水沢中学校が185名の受講者がございました。

標章の要綱につきましても、これから検討を図ってまいりたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） ありがとうございます。ジュニアコースの開催でございますけれども、学校応急手当普及員の養成講習を15人の方に受けていただいておりますので、これらの方々がジュニアコースの普及に努めていただければ、大変消防本部としても助かると思います。消防本部の方々が学校に行つて毎回開催されるようになりますと大変なことでございますので、学校普及員の方をふやしていただくほうに力を入れていただひいて、学校応急手当普及員の養成講習を受けた方々が学校のほうで講習会を開いていただくという流れが一番いいと思いますので、ぜひそのような流れにさせていただければと思いますけれども、その点お伺ひいたします。

ステッカーの件につきましては、これから検討していただくということですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

1点お伺ひして終わります。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 阿部議員の質問にお答えいたします。

いづれ学校のほうにつきましては、議員ご指摘のとおり、こちらも努力させていただきますし、努力していただくよう図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（渡辺忠君） 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時01分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第7、議案第1号、奥州金ヶ崎行政事務組合胆江地区休日診療所条例及び奥州金ヶ崎行政事務組合特別職の職員の報酬の支給に関する条例の一部改正についてを行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合胆江地区休日診療所条例及び奥州金ケ崎行政事務組合特別職の職員の報酬の支給に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号から議案第7号につきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、あわせてご了承願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合胆江地区休日診療所条例及び奥州金ケ崎行政事務組合特別職の職員の報酬の支給に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、奥州市から当組合へ小児夜間診療所を移管することに伴い、小児夜間診療所の名称、位置、診療科目等を定めるとともに、現在の胆江地区休日診療所の名称を変更するため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正条例の第1条でございますが、奥州金ケ崎行政事務組合胆江地区休日診療所条例の一部改正の内容については、平成27年4月に設置をします奥州金ケ崎小児夜間診療所の名称、位置、診療科目等を定め、休日及び小児夜間診療所の管理運営を審議する運営委員会の名称をあわせて改めるとともに、2つの診療所の名称を統一するため、現在の胆江地区休日診療所の名称を奥州金ケ崎休日診療所と変更しようとするものでございます。

次に、第2条の奥州金ケ崎行政事務組合特別職の職員の報酬の支給に関する条例の一部改正でございますが、運営委員会の名称変更に伴い、報酬を支給する委員の職名を改めるものでございます。これによりまして、休日診療所、小児夜間診療所、2つの診療所の運営状況を審議する委員を1つの委員会でお願いするというように考えてございます。

この条例の施行期日は、平成27年4月1日からとするものでございます。何とぞ原案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 先ほどの問題でちょっと具体的にお伺いしたいのですが、これは今までのやつを新たに組みかえるということでの条例なので、それはそれでいいと思うのですが、年末の休日診療所のあり方について、先ほどはそういう意味でなくて検討するという答弁でありましたけれども、私とすれば仕事納めから12月31日までの対応も休日診療所でやっていただくと同時に、他の病院、診療所も患者を受け入れると、休診と一応なっていますけれども、そういう体制を組んでいかないとだめなのではないかなというふうに思います。

それで、1年先のことになりますので、ぜひ具体的に条例も含めて検討いただきたいというふうに考えますが、管理者の考えを改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 状況的には、今野議員おっしゃるとおり、ちょうど手薄な時期に

大きなことがあると大変ですよと。それも今回は胆沢病院が、結局そこしかなかったということも含めて、日に100人を超える患者さんが押しかけてしまったと。当然年末でしょうから、フル体制ではなかったという状況で、混乱の状況はそのとおりだろうなど。ただ、受けた側の胆沢病院さんからすれば、2次の部分で救急車対応等々もあるのだから、市立の病院でもうちょっと何とか、医師会で何とかしてくれると軽減ができるところが大きくあるのではないか、あるいはその部分を我々に全て任されても困るよなという思いは恐らく、私は直接そんなことは聞いていませんけれども、お話の中では十分に類推できるということも含めて検討いたしたいということをご答弁申し上げたところでございます。

条例に盛り込むということになれば、これは今度でき上がる市の医療局としてどうあるべきかというふうな分を経営管理委員会で、新しくでき上がる医療局の中でお話をいただく、あるいは奥州市医師会のほうとあわせてご相談をしてみるというふうな部分の中から解決策あるいは改善策が見出される、あるいは見出していかなければならない課題であるというふうに認識をしているところでございます。

状況をお互いに共有し、お互いの努力をもって改善できる場所がどこにあるのかというあたりからしっかり検討していかなければならないものというような思いを込めて検討させていただきたいというふうにお話をしたところでございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 基本的には、今度の年末までには対応できる形をとりたいということで理解しているのかどうかお尋ねして終わります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） それはお約束できません。私が決めて、私の職責としてというふうな形であれば責任を持った発言ができますが、まずは協議をさせていただきたいということから一つ一つ丁寧に進めていきたいということでございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第8、議案第2号、奥州金ヶ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年の人事院勧告を受け、勤勉手当の額の改定を行おうとするものでございますが、内容は奥州市に倣うものでございます。

内容でございますが、平成26年12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることとし、あわせて平成27年度以降に支給する勤勉手当の支給月数については6月期、12月期、それぞれ0.025月引き上げようとするものでございます。この条例の施行期日につきましては、平成26年12月期の勤勉手当につきましては公布の日から、平成27年度以降に支給する勤勉手当については27年4月1日からとするものでございます。何とぞ原案のとおりご決定いただきませうようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 奥州市に倣うということで話がありましたけれども、1つだけ確認したいと思います。組合側との協議状況がどうなっているかと、妥結を見たものなのかということをお尋ねします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） ご了解をいただいております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第9、議案第3号、盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第3号、盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係する規定を整理するため、盛岡・奥州金ケ崎・北上地区消防通信指令事務協議会規約を変更することに関して、関係地方公共団体と協議をするため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。何と

ぞ原案のとおりご決定いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第10、議案第4号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第4号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。今回の補正につきましては、主に決算見込みによります予算額の変更でございまして、補正予算書2ページ、3ページをごらんいただきたいと思っております。総額で歳入歳出それぞれ5億4,691万7,000円を減額し、補正後の予算につきましては29億8,766万6,000円とするものでございます。

次に、4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございまして、債務負担行為補正につきましては、平成27年4月からリース契約により運用を予定しております火葬予約システム、こちらのほうが現在のシステムはもう部品供給等が行えないものとなっておりますので、4月から新しいものにして運用したいと考えているところでございまして、これに伴う債務負担行為でございまして。

次に、地方債の補正でございまして、これも事業費の確定による減額でございまして、し尿処理施設及び消防設備に関する起債額の減額でございまして。

8ページ、9ページをごらんください。歳入でございまして、主なものについてご説明を申し上げます。1款1項分担金でございまして、分担金は幾つかございまして、総額で既定額から5,451万2,000円を減額し、24億8,348万1,000円とするものでございまして。

2款2項手数料、次ページになります。10ページ、11ページでございまして、手数料につきましては1,447万円を追加し、2億3,441万5,000円とするものでございまして。

3款1項国庫補助金、既定額に377万6,000円を追加し、574万1,000円とするものでございまして。

7款2項雑入、既定額から1,479万6,000円を減額し、2,737万7,000円とするものでございます。説明欄にございますが、減額の主なものは農林業系汚染廃棄物処理料1,464万円でございますが、当初雑入で見えておりました農林業系の廃棄物の処理料につきましては、最終補正において国庫補助金等に変更するというものでございます。組合債については、事業費の確定により、既定額から5億200万円を減額し、1億210万円とするものでございます。

次に、12ページ、13ページでございます。歳出の主なものについてご説明を申し上げます。今回の歳出につきましては、ただいまご決定をいただきました手当、給与の改定については見込ませていただいているところでございます。以下、主なものについてご説明を申し上げます。

3款1項社会福祉費、介護認定審査費でございますが、委託料に介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料、これはコンピューターシステムの改修業務を委託により改修しようとするものでございます。

4款1項保健衛生費の診療所費でございます。需用費で240万9,000円、主なものは医薬材料費の補正でございます。診療所の来診者がふえたことによる薬剤費の増加を見込んでございます。

次に、14ページ、15ページでございます。4款2項清掃費、2目可燃ごみ処理費でございます。この中の工事請負費でございますが、今回新たな修繕が必要となりまして増額をお願いするものでございます。1つは、ごみ焼却施設の維持補修工事、焼却炉内の耐火レンガの補修を見込んでございます。

それから、電話交換機等更新工事でございます。電話交換機は20年修繕をしながら使用しておりましたが、今回の故障を業者に依頼して点検をしたところ、交換する部品がもうない交換機であるということから、全面的に新たなものにしたいということで増額をお願いするものでございます。

18ページ、19ページをごらんください。5款2項消防費でございます。2目消防施設費につきましては、負担金、補助及び交付金5億46万5,000円の減額でございます。これは事業費の確定によるデジタル無線の整備及び消防指令センターの整備の負担金が減額となるというものでございます。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 何点か質問させていただきます。

まず、4ページにございます火葬予約システム更新整備事業についてでございますけれども、ただいまのご説明で老朽化ということでございましたけれども、これは以前から老朽化ということであれば予測がついたのではないかというふうに思いますけれども、今回の補正

で債務負担行為補正をされるのはなぜなのかお伺いいたします。

それから、11ページでございますけれども、農林業系汚染廃棄物処理加速化事業費補助金でございますが、これらの補助金を国のほうから要求どおりにおりてくるものなのかお伺いをいたします。

それから、15ページでございます工事請負費でございますが、ごみ焼却施設の維持補修工事ということでございますが、今計画を立てられるわけなのですけれども、これは新たな修繕が必要になったということの耐火レンガの補修ということでございますが、計画に盛り込まない緊急性があるというような補修工事だったのかお伺いをいたします。

それから、電話交換機の更新の工事でございますが、故障して初めてわかったということなのかと思いますけれども、この辺の更新のあり方についても今後計画的に行っていかなければならないのではないかとこのように思いますが、その点お考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、阿部議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、火葬の予約システムでございますが、こちらのほうは設置から8年が経過したということで、保守管理がもうできませんということになりました。それで現在は使用してございます。別にこれはダウンしたわけではなくて、今後のことを考えまして、4月1日から新たなものをリースで使用したいと。そういう考え方でございますので、3月までの間に機種業者を決定をしたいということから、今回債務負担行為補正をお願いしているものでございます。新たに機器が入るのは4月以降ということでございます。

それから、牧草等の補助金でございますが、こちらのほうは一言で金額が幾らになるというようなシステムではない中で、環境省と事細かに協議を行う中で補助の対象になるとか、ならないとかというものが決定をされております。一般的には1トン燃やした場合にはどれくらいか経費で補助金が幾らといったような感覚で当初私も考えておりましたけれども、お金を出すほうはそうではなくて、そのことによって施設にどれだけのダメージがかかるかとか、部品個々の値段は幾らかとか、そういったものをお尋ねをされて積み上げていくというような作業を行いながら、助成金については最終的に環境省が決めるという形になっていると考えております。

ごみ施設の補修工事については、後ほど課長から答弁をさせますが、電話機の更新でございますけれども、基本的には使えるうちは使いたいというふうに考えております。過去何度か修繕を行いながら、今日まで使ってまいりましたが、ついに修繕不可という状況になりましたので、よそから入ってきた電話を整理して回す交換機自体がもうだめだということですので、これはもう交換せざるを得ないと。計画的にといいますと、何年に1度というようなことが思い浮かびますけれども、今までもそうでしたが、これからは基本的な耐用年数というものはありますけれども、それをできるだけ延ばして修理をしながら使っていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 安倍施設管理課長。

○施設管理課長（安倍建君） 阿部議員の質問にお答えします。

焼却施設の炉内のれんがについてですが、れんがは火をたく、それから火をとめるごとに膨張と縮小を繰り返します。それで今回立ち上げで火をたいたところ、膨張した勢いで耐火れんがが崩落したということで、緊急性のあるものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 4ページの火葬予約システム更新整備事業ですけれども、27年4月から使いたいということで今回の補正に出てきたということでございますけれども、システムがダウンしたわけでもありませんし、当初予算の中で更新してもよかったのではないかとこのように考えますけれども、その点もう一度伺いをいたします。

それから、補助金、工事請負費に関しましては理解いたしました。ただし、電話の交換機の更新工事につきましては、ダウンしてしまったのですよね。使えなくなってしまったということですので、やはり修繕も点検もしていただいているとは思いますが、早目の更新が必要だったのかなというふうに考えますが、今後これらのことを先行しながら計画等をお願いしたいと思っておりますので、もう一度伺いして終わりたいと思っております。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、まず火葬場の予約システムでございますが、3月中には機種業者を決定をして、実際に使用する経費がかかるのは4月以降ということでございますが、基本的には予算が配置されてからの事務手続というのが原則でございますが、新年度予算でとるということになりますと3月中の事務手続は行えないと、4月になってから行うということになります。それを可能にするのが、26年度中に債務負担をとって基本的な事務手続を終えて4月1日から使えるようにできるというのがこの手続だというふうに考えてございます。

それから、電話のほうは現在ダウンして、実は今お借りをして使用している状況でございますが、修理が可能かどうかと、どの程度のダメージがあるかというのは、事前にはなかなか把握できないというところがございまして、非常に難しいところがございまして、できるだけ納入業者等に点検をお願いしたりして、できるだけ早目に傷みぐあいを把握をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ここで午後1時5分まで休憩いたします。

午後零時05分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時05分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

午前に引き続き議案審議を続けます。議案第4号について質疑ございませんか。

6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 1点だけお伺いいたします。

19ページです。消防救急のデジタル無線の整備事業負担金と、それから指令センターの整備の事業負担金について、予算の部分でもよかったですけれども、ここでお聞きしたいと思います。まず、負担金の算定方法を簡単にお知らせください。

それから、これは27年度分に負担金支出が繰り延べられたというふうにとるのですが、その理由と伺いますか、本来ならば26年度でやる工事なり事業が延びたのかどうかということでありまして、それから運用開始が28年6月1日ということになっておりますが、これは4月1日でなかったというのは、4月1日には要員の5名派遣が必要だから、どうしても6月にせざるを得なかったということなののでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 事業費についてでございますが、事業費の積算については単純に各消防本部の管轄にかかわる事業費の負担でございます。当初は、26年度見込みで実施設計をいただいた際に、大体事業費割合というのが出ますけれども、それで見込みで予算計上したわけでございます。その後入札して業者が決定いたしまして、事業の進捗状況等を勘案いたしまして、26年度の負担は当本部にあってはこのくらいということで、8,300万円の費用の負担が生じたわけでございます。

要因につきましては、電波法の改正に関係しまして、28年の6月1日からデジタル化に移行するという内容でございます。それに伴いまして、3消防本部が共同で指令業務を行うということで共同化を進めたわけでございます。盛岡のほうに当消防本部から5名の職員を派遣して4月1日以降訓練をしながら6月1日に備えると。実質28年の4月1日には設置が完了して、その後不具合等を考慮いたしまして6月1日から確実にデジタル化に移行して対応していくものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 運用開始についてはわかりました。ありがとうございました。ということは、負担金の負担割合というのはいわゆる管轄にかかわる分ですから、例えば無線局だとか、そういう部分を胆江地区として整備する場合には、それらを含めた形での負担金というふうに考えればよろしいのですね。

それから、指令センターは、私は例えば人口割だとか、そういう形での負担かと思ったのですが、それについても同じようにカウントされているというふうに捉えていいのでしょうか。その辺、それだけお願ひします。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） ただいまの質問にお答えいたします。

大もとの指令センター、盛岡に入る分ですけれども、それらの設備はこちらからの回線も接続しますし、3消防本部が関わる部分については人口割で負担することになります。この事業に係る施設等、この本部に係る分については各本部の事業負担ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 2点お尋ねします。

まず、今の1点目なのですが、金額が大きいので、見込み違いの理由というのですか、事情についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、同じところの消防費の手当ですが、17ページの一般職手当ですが、これはどういうものなのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 暫時休憩いたします。

午後1時14分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時15分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

及川消防長。

○消防長（及川政喜君） ただいまのご質問にお答えします。

デジタル化の当初予算の組み方につきましては、実施設計ベースで予算計上したものでございます。今年度の事業がどの程度進むかというのは、実施設計の段階ではなかなか見込めないものでございまして、当面5億円程度の事業が実施されるものと見込みまして予算計上したものでございます。結果業者が決まりまして、他消防本部の事業もありますことから、当消防本部の事業は8,300万円程度の事業費ということで、このような予算の設定になったものでございます。

それから、手当の不足分につきましては、職員の扶養手当と住居手当でございます。扶養は、当消防本部は若い職員が多くおまして、結婚等によりまして新たにお子さんをもうけられたということにつきましての扶養手当、また結婚により新たに住居に入るといこともございまして、住居手当がふえたものでございます。

〔「減額について」と呼ぶ者あり〕

○消防長（及川政喜君） それにつきましては、ふえたものもございまして、減額したのももでございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 何億円が8,300万円となると、ちょっとそういうわけにいかないのではないかと私は思うのですけれども、実施設計の段階で進捗率というのは全く想定できない、

技術的に無理なことだということですか、今の答弁だと。それは足して引いてそうなればいいという話なのでしょうけれども、一定の事情があってそうなっているわけではないのですか。例えば入札が遅れたとか、そういうことではないのですか。ちょっとわかりましたと言いかねるなど思うのですが、技術的には全く進捗率ははかることができないと、そういうものだという事ですか。

それから、一般職手当、扶養だということのようですが、風聞するところによりますと時間外勤務について話題にされているというふうに伺っております。それで、時間外勤務がきちんと出ているのかという疑問の声が上がっていますが、そういう問題は一切なかったのでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） まず、デジタル無線設備につきましては、入札結果後、業者が決まりまして、工事の進捗状況を協議して決まったものでございます。特に盛岡の基地局にありましては降雪等がございまして、それに対応するために早目に工事を進めたいということもございまして、盛岡のほうの工事を進めてきたものでございます。当消防本部につきましては、比較的工事がしやすいということもございまして、後回しというか、簡単なものから着手し、工事が進んだものでございます。

また、時間外勤務手当につきましては、時間外勤務手当は業務を行った際に支給することになっております。それも予算の範囲内で勤務命令を出すということでございますので、業務を行った際には確実に支給するという体制をとってございます。

手当につきましては、今年度は災害発生等、若干先食いというか、想定よりも消費する部分もございまして、各命令を出す際に業務内容を精査して優先順位、確実に処理しなければならないものを見きわめまして命令を出して業務をしていただいております。ぎりぎりの状況で推移しております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） そうしますと、まず負担金は降雪等の関係で盛岡が優先で進められて、こちらについては比較的仕事がしやすいので遅れたと、そのための減だということですね。わかりました。

あと手当については、事実があったかどうか聞いただけですので、そこを再度伺いします。それで、予算をにらみながら命令を出すと、そういう方針だということですか。私はちょっとおかしいのではないかなと思うのですが、必要なものはきちんととるべきだと思うのですが、そういう判断でやっているのですか。これは管理者も含めてお尋ねします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） デジタル無線の整備の絡みについては担当のほうから。

災害対応ですし、必要なものをしなければならないときに、予算がないから、ただ働きし

てくれとか、必要な仕事があるのにその仕事は予算上できないというようなことはあってはならないと、これは当然の話であります。ただ、進捗を管理する上で予算というのも一つの目安であるという、これは無視できませんけれども、予算至上で、予算がなくなればびた一文ということではなく、必要なものはそれは投入をする。もし不足する事態となればできない場合は議会にお諮りして、それは手当てするということになるものと。予算の原則についてはそのように貫いているというふうに私は考えておりますし、そうであるというふうに思っているものであります。

○議長（渡辺忠君） 及川消防長。

○消防長（及川政喜君） 工事につきましては、先ほど答弁したとおりでございますし、時間外勤務につきましても今管理者が答弁したとおりでございます。

〔「事実があったのか」と呼ぶ者あり〕

○消防長（及川政喜君） 事実は……

〔「ただ働きの」と呼ぶ者あり〕

○消防長（及川政喜君） ただ働きというような、そういうことは一切ございません。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） 広域交流センターの件で若干お伺いいたします。

8ページ、9ページにもかなり広域センターのことについて触れてありますけれども、これは前たしか土地を買い上げたところでしょうか。それで、なおかつ今後どんなふうなことを考えていらっしゃるかということをご示していただきたいし、交流センターそのものの決算といいますか、単独の収入支出とか、そういうものはあるのですよね、きっと。そういうのをできればどこかで、これは後でもいいですけども、とりあえず交流センターをどのように活用なさるかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 及川議員のご質問にお答えいたします。

交流センターにつきましては、昨年土地の購入をさせていただきました。従来はお借りをしていたものでございますが、借りていた土地の上に交流センターという施設があって、保養施設で使ってまいりました。購入したのは土地を購入したと、上物は変わらないと。引き続きそれは保養センターとして活用していくということでございます。従来と利用の方法については変更の予定はございません。

それから、決算については交流センター独自のものはなく、予算もそうですが、決算書、予算書の中に交流センターとして歳入歳出を計上してございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） 土地は借りるより買ったほうが財政的にいいということの判断でしょうけれども、建物は当然老朽化したり活用において不便なところも生じると思うのですが、

年数がたてば改築とかということも当然起こり得ることなのですが、これに関してはどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり施設でございますので、老朽化すると傷んでくると。現時点では、傷みを補修しながら継続して現在の形で営業といいますか、施設の利用を提供したいと考えてございます。

この施設は、ごみ、し尿、この衛生センターを当地に建設するに当たりまして、地元との協議により設置をした施設でございますので、ここで焼却等の業務を行う、ある意味見返りの施設ということでございますので、基本的には継続して設置を考えております。将来的に地元の要望として、必ずしも保養施設ではない形の施設であってもよいというような協議の環境が整ってくれば、現在の施設のままでいくのか、あるいはもっと時代に合った公共性の高い施設にするのかは協議の場があるかもしれませんが、現時点では継続をして今の施設を運営していくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） 焼却施設は一時早くやめるかもしれないということもあって、県の政策で延びたと思うのですけれども、そういうことも当然起こり得るわけですから、では焼却施設がもし早く撤退するとかとなった場合は、それはまた別な施設として使うということなのでしょうか。ちょっとその辺が、特に保養施設ですし、これは広域ですから、単純に奥州市だけでは済まない話だと思うのですが、それは焼却等施設というのは今は一体化しているのですけれども、当然熱源を使っていると思うのです。だけれども、これが焼却が例えば終わるとか、県の政策が変わった場合は、またそれはそれで別個に今後検討するということでしょうか。ちょっとその辺がよくわかりません。お願いします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 基本的には、あの交流センターができ上がっているのは、ここに焼却施設をつくったということも含めて切り離しのできない一体のものとして考えております。

そして、今回購入したというふうな分においては、県の両磐、胆江地域においては1つというものを2つにするということで、当分の間、長寿命の話も出ておりますけれども、使わせていただくということでもありますから、この焼却施設のこの機能が維持されている限りには延命化を図りつつもその部分としての施設は運用すると。しかし、この施設がなくなった際には、改めてゼロベースから協議をし、閉鎖をするということもあり得ますし、いやいや、そうではないということになれば、それはどういうふうな運営にするのかということになると思います。いずれ今時点では、この焼却施設が続く限り熱源も確保できるわけでありま

すから、土地も購入した上で長寿命化を図りつつ使用していくということでございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第11、議案第5号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第5号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計同様、決算見込みによる補正でございます。別冊の補正予算書1ページをごらんください。第3条の収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、既定額に22万5,000円を追加し、5億1,719万9,000円とするものでございます。

支出につきましては、既定額から1,028万6,000円を減額し、4億9,952万7,000円とするものでございまして、営業費用については984万7,000円を減額、営業外費用については43万9,000円を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の補正でございます。収入につきましては、既定額に40万円を追加し1億1,760万円に、支出につきましては既定額に382万4,000円を追加し2億6,450万8,000円とするものでございます。

増減につきましては、1項創設事業費については37万7,000円の減額、2項企業債償還金については420万1,000円の増額を見込んでございます。

企業債の補正につきましては、建設利息については3,920万円を3,890万円に、建設元金については7,800万円を7,870万円に改めようとするものでございます。

8ページに本予算の説明資料を掲示してございますので、ごらんをいただくようお願いをいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。原案のとおりご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

5番有住修議員。

○5番（有住修君） 1点だけお聞きします。

8ページの営業費用、原水及び浄水費の動力費286万5,000円の減、薬品費532万5,000円の減、約3割の減額でございます。使用量が当初見込みより下回ることにより減と説明には書いてございますが、この使用量が減ならば営業収益、用水供給収益を減額しなければならないと思いますが、今回は営業収益は何も補正はございません。どのようなことでこうなったかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 有住議員のご質問にお答えをいたします。

ここにあります動力費、薬品費の使用量といいますのは、水そのものの使用量ではなくて、水の量は一定でございますが、薬品や、あるいは使用した電気などが想定したよりはかからなかったという意味での使用量が見込みより下回ったということでございます。浄水場において製造した水そのものが減少したということではございませんので、収入については特段の減額をせずに今回提案をしているというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） それなら、当初予算においてそれぞれ多く予算を計上したということで、今回は決算のときに不用額としたくないから、今回減額補正したということで間違いございませんね。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第12、議案第6号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第6号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊予算書2ページ、3ページをごらんください。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ37億9,878万1,000円に定めようとするものでございます。

平成27年度におきましては、主なものについては衛生事業においては放射性物質を含む一般廃棄物及び牧草等農林業系廃棄物の処理あるいは粗大ごみ処理施設の延命化に係る施設の更新、さらには本年4月に新たに設置しようとしております小児夜間診療所の予算を計上しております。

消防におきましては、3消防本部による平成28年6月から運用開始しております消防の共同指令センター及びデジタル無線の整備、水槽つき消防ポンプ自動車の購入、江刺東分遣所の建設などを計上しております。

予算書4ページをごらんください。地方債でございます。粗大ごみ処理施設の整備事業と消防施設整備事業の2件を予定してございまして、総額7億3,550万円を限度額に起債を予定してございます。

それでは、歳入歳出の概要について事項別明細書によりご説明を申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。初めに、歳入、1款1項分担金でございます。分担金総額は、下段に記載してございますが、27億2,547万1,000円を予定してございまして、今年度から2の診療所運営費分担金の中に小児夜間診療所分担金1,159万9,000円を計上してございます。

2款1項使用料、1の診療収入でございます。小児夜間診療所につきましては、新たに1,616万4,000円を計上してございます。

10ページ、11ページをごらんください。3款1項国庫補助金でございます。衛生費国庫補助金745万1,000円でございますが、農林業系廃棄物の処理加速化事業補助金を27年は当初から補助金で計上してございます。

次に、12ページ、13ページでございます。8款1項組合債でございます。衛生債1,090万円、消防債7億2,460万円、合わせて7億3,550万円を予定をしてございます。

次に、歳出でございます。主なものをご説明申し上げます。18ページ、19ページをごらんください。3款1項社会福祉費、2目介護認定審査費でございます。13節委託料で介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料388万8,000円を計上してございますが、これは補正でも計上いたしました4月1日からの介護制度の改正によるものと、さらに27年の9月には第2弾の改正が予定されているということでございますので、それに備えて予算を計上しております。

次に、20ページをごらんください。4款1項保健衛生費、診療所費でございます。本年度予算は前年度予算に比べて大幅に増加してございますが、22ページでございます。説明書きの一番上、小児夜間診療所費2,767万3,000円を新たに計上したためでございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんください。4款2項清掃費でございます。2目可燃ごみ処理費でございますが、13節委託料の説明書き、下から2段目、3段目でございます。長寿命化計画策定業務委託料、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料、これらは焼却施設の延命化に係る計画書の策定に伴う委託料を計上させていただいております。



30ページでございます。3目粗大ごみ処理費でございます。15節工事請負費、粗大ごみ処理施設電気設備更新工事、これは粗大ごみの延命化のための工事費でございます、27年度を初年度とする3カ年計画のうちの初年度分を計上いたしております。

32ページでございます。5目最終処分場費でございます。次ページをごらんください。15節工事請負費でございますが、説明書きの一番下、最終処分場覆土置場建設工事、これは建設工事というふうに書いてございますが、現在毎日焼却灰を運搬し、即日、当日土で覆って飛散をしないようにしてございますが、その覆う土が、近くに置いていた土がなくなるということから、少し離れた場所に置いておりましたものを運搬してきて、従来使っていた場所に置き直すといえますか、そういった運搬を行うというものでございます。

次に、40ページをごらんください。5款2項消防費の2目消防施設費でございます。15節工事請負費に江刺東分遣所の庁舎の建設工事を、18節備品購入費には水槽つき消防ポンプの購入費を、そして19節の負担金、補助及び交付金につきましては、デジタル無線化の整備工事費と指令センター整備費の負担金をそれぞれ計上させていただいております。

以上で説明を終わります。原案のとおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 31ページにございます15節工事請負費のごみ焼却施設維持補修工事の中身についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 安倍施設管理課長。

○施設管理課長（安倍建君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

15節の粗大ごみ処理施設維持補修工事、これにつきましては粗大ごみ施設の破砕機本体の修理でございます。破砕機には物を砕くための大きな鉄の塊を置いているのですが、それが減るものですから、毎年それを交換するという工事でございます。

なお、その下にありますのが先ほど局長も説明しましたが、電気設備更新工事については延命化に伴う工事ということで、2つ合計して1億2,800万円ほどを計上しているものでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 失礼いたしました。上のほうの工事請負費、ごみ焼却施設維持補修工事の件でございます。済みません。

○議長（渡辺忠君） 安倍施設管理課長。

○施設管理課長（安倍建君） 大変失礼いたしました。ごみ焼却場のほうの工事請負費でございます。ごみ焼却施設の定期整備工事、それから誘引通風機フィルター盤の機器の交換工事、それからバグフィルターのろ布の交換工事、それからごみクレーンの定期整備工事、オイルフレックス制御盤の整備工事、それから急冷反応塔スラリー流量計の更新工事、尿素噴霧ポンプの整備工事、空気圧縮機の定期の整備工事等でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 全て定期の整備というふうに考えてよろしいでしょうか。といたしますのは、延命計画のものではなく、全てが整備に関わる工事の請負費ということの理解でよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 安倍施設管理課長。

○施設管理課長（安倍建君） お答えいたします。

これら全て定期の工事ということで、今回考えているのは延命化に関わる工事とは関係ございません。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） まず1点は、29ページの上のほうに負担金、補助及び交付金で地元振興費補助金というものが36万円計上されておりますけれども、この内訳をお伺いしたい。

さらに、25ページに広域交流センター費の中の燃料費というのが170万4,000円ほど計上されておりますが、この内容を教えてください。

続いて27ページに、やはり交流センター施設補修工事151万9,000円、工事請負費として計上されておりますので、この内容についてお知らせください。

以上、3点お願いいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 及川議員のご質問にお答えをいたします。

地元振興費につきましては、この焼却施設の周辺の仙人地区町内会に一括して交付をしているものでございます。

それから、25ページの交流センターの燃料費につきましては、基本的にはここの焼却施設で温めた温水を使って保養施設を運用してございますが、この施設がとまることがございます。休むときがございます。その際には、交流センターにあるボイラーをたいてお湯を確保するというところからの燃料費の計上でございます。

○議長（渡辺忠君） 安倍施設管理課長。

○施設管理課長（安倍建君） 広域交流センターの施設補修工事についてお答えいたします。

この工事は、地下にあります重油タンク内部のFRPの補修工事でございます。この重油につきましては、今局長が話したとおりで、ごみが休みのときに使う重油タンクでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） なければ、質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第13、議案第7号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第7号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

平成27年度は、奥州市衣川区への供給拡大による供給水量の増加を見込んでおりますほか、送水施設の更新工事、事業再評価の実施を予定をしております。

また、収益的収支においては、新たに特定多目的ダム法に基づく納付金の計上を行っております。

別冊予算書1ページをごらんください。第3条、収益的収入及び支出でございます。収入でございます。水道用水供給事業収益5億3,449万9,000円を見込んでございます。営業収入を4億5,095万円、営業外収益を8,354万9,000円見込んでおります。

支出につきましては5億2,668万2,000円でございます。内訳といたしまして営業費用4億2,798万円、営業外費用9,670万2,000円、予備費として200万円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、1億1,990万円でございます。支出については2億9,440万円でございます。創設事業費3,703万6,000円、建設改良費1,438万6,000円、企業債償還金2億4,297万8,000円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,450万円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をする計画でございます。

この予算の説明資料を16ページ、17ページに掲載をしております。27年度の特徴的な部分だけご説明を申し上げます。収益的収支のうちの支出でございます。支出の16ページの最下段でございますが、委託料に656万円、事業再評価書作成業務委託を計上しております。この事業再評価につきましては、基本的には継続事業の場合には5年に1度実施をすることとされてございまして、前回、平成22年度に実施をいたしましたので、27年度が事業再評価の年度に当たりますという県の指導がございまして予算計上しております。

17ページでございます。収益的収入及び支出の、支出の真ん中より少し上、公課費でございます。1,264万8,000円を計上しておりますが、特定多目的ダム法35条に係る納付金ということで、ダムの水を利用している事業者にとってはダムを利用し始めた以降、この納付金

を納めることと定められているという通知が国交省のほうから参りまして、予算計上しているところでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、支出の欄の下から4番目でございますが、工事請負費として1,438万6,000円、送水流量計の更新工事、しばらく更新というものがございましたけれども、27年度からは設備をしまった機器の更新が発生してまいりまして、新たに予算計上したものでございます。この更新工事につきましての財源は留保金を使用するものでございます。

以上で説明を終わります。何とぞ原案のとおり決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

5番有住修議員。

○5番（有住修君） 2点お伺いしたいと思います。

最初に、私は予算決算議会で何回も浄水場管理委託料についてお聞きしてございます。特にも昼の浄水場管理は自前、組合でするようにと申し上げておりましたが、今回の予算には反映されているかお伺いしますし、可決されております債務負担、金額にこだわらず委託料は少額での契約が望ましいと思いますが、どうお考えかお伺いします。

2点目は、奥州市水道事業への水道料金徴収に当たり、水量の確認のため、水道メーターで確認していると思いますが、どこに水道メーターを設置しているかお伺いしますし、何カ所設置しているかもあわせてお伺いしたいと思います。

以上2点でございます。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 有住議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、浄水場管理の体制でございます。基本的に浄水場の管理につきましては委託ということで考えてございまして、27年度からも昼に2名、夜に1名の体制の委託を考えてございます。これらにつきましては、構成市町、特にも受水する市町から一層の安全、安心を要望されており、構成市町との協議を経てそういう委託の方法、内容について決定をしているところでございます。

それから、料金徴収につながる水道メーターでございますが、メーターについては7か所にございまして、分水施設という供給するタンクの手前にある施設のメーターで計量するという状態でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） 改めてお伺いしますが、昼2名、そして夜1名体制での委託業者の管理ということだと思っておりますが、ただ1名、1名の管理はだめかと。私は一歩下がってお伺いしますが、本来なら自前でもできるということではないかと思っております。というのは、どうい

うトラブルがあって、年に何回トラブルがあるかということでございます。恐らく濁度多くなるというときのトラブル処理が主な仕事ではないかと。そのときの対応、あとは自動注入とか、薬品は全部入っておりますので、そんなにトラブルはないということです。それならば、何も2人というのは必要はない。私からいわせれば、自前で管理もできると思います。まずそのことをどうお考えかお伺いします。

そして、濁度対応を26年度に何回やったかということをお伺いします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

現在の、あるいは今後の浄水場の管理の体制につきましては、構成市町と協議を行い、特に受水する市からの要望を踏まえて管理の体制を協議をして決定してございます。これについては協議が大前提だというふうに考えてございまして、当面3年間につきましては昼2名、夜1名の体制で浄水場の管理は委託をすることを考えております。

それから、トラブルということでございますが、現在濁度的な問題はなかったということで、濁度については特にトラブルは発生をしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） それでは、濁度の対応がないと、昼の対応2人で、私に言わせたら何をしているのかと思います。そして、構成市町といいますと奥州市さんの水道事業所との場と思います。水道事業に関連した人ならば、自動注入とか、薬品とか全部注入しております。管理として何が必要なのか、恐らく専門的にやった人ならすぐわかると思います、2人が必要か必要でないか。それが2人の計上で、今回の委託費を計上しているということでございますならば、ちょっとおかしいのではないかと。奥州市の水道部との話し合いということですが、そうそうそんなに2人必要かということは、まず今回はよろしいですが、今後慎重に協議しながら委託費は決定していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

コストダウンにつきましては、私どももそれは考えておりますので、委託料についてはできるだけ低廉な価格でお願いをしたいということで入札には臨みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 9番梅田敏雄議員。

○9番（梅田敏雄君） 16ページ、17ページの予算説明資料についてお尋ねをいたします。

支出のほうの原水及び浄水費、この中に負担金がございます。胆沢ダムの管理負担金1,223万8,000円、それから17ページ、説明もありましたけれども、公課費の特定多目的ダム35条に係る納付金1,264万8,000円、これらの算定の根拠といたしますか、基準といたしますか、額がどう

いう理由で決定したのか。もし水利権に基づくものであるとすれば、ダム水利権は当組合は幾ら持っているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 梅田議員のご質問にお答えをいたします。

お見込みのとおり、16ページのほうの負担金につきましてはいわゆる水利権割合といえますか、これは胆沢ダムの年間の維持管理費を水利権の割合で負担をするというものでございまして、当組合は全体の水量からすると2.2%の水利権で、負担額も2.2%ということになっております。

17ページの公課費のほうは、こちらのほうは先ほど言いました水利権につきましては全体がベースになって分母になるわけですが、いわゆる国交省の河川維持流量とか何か、ダム全体の大きさがベースになるのですけれども、こちらのほうは営業利用といえますか、電気をつくるとか、私どものように水道水をつくって販売するとか、そういう方々が負担をするお金ということでございます。

実は非常に現在のところ資料がまばらでございまして、ちょっと詳しいことはよくわからないといえますか、これからもらうことにしている部分もございまして、いずれにしてもベースになるのは使用水量、ただこちらの17ページのほうは商業利用する方々で負担をするという、ちょっと16ページとは違いがあるという説明までは伺ってございます。その後については、これからちょっと詰めが必要かなという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 9番梅田敏雄議員。

○9番（梅田敏雄君） そうしますと、17ページのほうの納付金については今後金額が動く可能性もあるというふうな含みを持って理解してよろしいでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

今までのダムの総合管理事務所、盛岡なのですけれども、そこの打ち合わせでは金額は変わらないですという説明をいただいている金額でございまして。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成27年第1回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年2月13日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

7 番 阿 部 加代子

8 番 中 澤 俊 明

